

## カルタヘナ議定書 (Cartagena Protocol on Biosafety)

カルタヘナ議定書とは、地球上の様々な生物における多様性の保存と持続可能な利用を目的とした、人為的に作られた新しい生物を環境へ導入する際の適切な管理や、評価制度の整備等に関する国際的な枠組みを規定したものである。1999年に、コロンビアのカルタヘナにおいて議定書の採択を目指した国際会議が開催されたことから、都市名にちなみ命名された。本議定書は、2003年6月13日までに発効に必要な50カ国が締結したため、90日後の9月11日に発効した。

本議定書においては、遺伝子組換え技術を利用して開発された生物および科を超える細胞融合により開発された生物(Living Modified Organism: LMO)がその適用対象となっている。また、LMOの国境を越える移動に先立ち、輸入国による生物多様性の保全および持続可能な利用へのLMOの影響評価、輸入の可否を決定するための手続き等の国際的な枠組み等が定められている。なお、LMOとは、一般的な環境下で再生産可能なものを対象としており、植物組織の粉砕物等は対象ではない。

わが国では、本議定書に対応する国内法として2003年6月18日に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」を成立させた後、2003年11月21日に議定書を締結した。カルタヘナ法は、カルタヘナ議定書が日本に対して効力を生じる2004年2月に施行された。

カルタヘナ法では、栽培、育成、加工、輸入、販売等、遺伝子組換え生物等を用いて行うあらゆる行為のことを「使用等」としている。環境中への拡散防止措置をとらずに使用する場合を第一種使用としており、実験室や工場等の閉鎖系において、拡散防止措置をとって行う使用を第二種使用として、分けて手続きを規定している。本法では、さらに、安全性未審査の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等の規定が盛り込まれている。

カルタヘナ議定書については、2023年4月現在で、171カ国および欧州連合(EU)、パレスチナが締結している。一方、遺伝子組換え農産物の最大の開発国であり、輸出国でもある米国が締結していない等の問題点が指摘されている。

(高島 令王奈)